

「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書

厚生労働省の人口動態統計によると、昨年11月までの1年間で出生数が死亡数を下回り、人口が年間で初めて自然減となりました。

少子社会への対応を考えたとき、今後の働き方として、男性も女性もともに仕事と子育て・介護などの家庭生活を両立して働いていかれるような環境整備、社会システムの構築が非常に重要です。

働き方や暮らし方を見直し「仕事と生活の調和」を図ること、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現が、これからの社会にとって重要な課題であり、これを実現することは、働く者にとって望ましいだけでなく企業にとっても業績アップにつながっている事例が多数あり、就業意欲の高まり、労働生産性の向上などのメリットがあります。

また、ワーク・ライフ・バランスは、柔軟な勤務体制の整備や働き方の変革など労働政策に限るものではなく、省庁の枠を超えて総合的に政策が実行できるようにする必要があります。

よって国におかれては、社会経済情勢の変化に対応した豊かで活力ある社会が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス形成の促進を図るため、早期に「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)を制定して下さるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月18日

上田市議会議長 土 屋 陽 一